

2 新たな再任用制度関係

新たな再任用制度により再任用される職員の給与の取扱いについて、平成13年3月定例県議会に給与条例等の一部改正が提案され議決・公布された。

その概要は、次のとおりである。

(1) 給料関係

再任用職員の給料月額が定められたこと。

また、再任用短時間勤務職員の給料月額の算出方法が定められたこと。

(2) 諸手当関係

再任用職員に支給される手当は、次のとおりとされたこと。

給料の調整額、給料の特別調整額（管理職手当）、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当1.9月（特定幹部職員1.7月）、勤勉手当0.6月（特定幹部職員0.8月）、義務教育等教員特別手当、教職調整額、産業教育手当、定時制通信教育手当

また、再任用短時間勤務職員についての特例が定められたこと。

第8節 附属機関等

1 福島県学校教育審議会

(1) 福島県学校教育審議会委員（平成12年7月13日現在）

	氏名	役職名	備考	
学識経験を有する者(21人以内)	大和田紀男	福島県小学校長会会長	会長	
	川崎 葉子	川崎学院理事長		
	神田 紀	福島県中学校長会会長		
	菅野 建二	福島民友新聞社編集局長		
	斎藤 和也	福島県高等学校長協会会長		
	白石 昌子	福島大学教育学部助教授		
	鈴木 恵子	県母親クラブ連絡協議会会長		
	高野 保夫	福島大学教育学部教授		
	竹川佳寿子	福島県立医大名誉教授		
	橘 政道	福島民報社編集局長		
	坪井 孚夫	福島県商工会議所連合会会長		
	照内三枝子	福島県高等学校PTA連合会監事		
	早川 敬介	福島県PTA連合会会長		副会長
	吉田 幸代	会津若松市教育委員長		
和合 正義	連合福島会長			
市町村長(2人以内)	高橋 伝	福島県市町村会会長		
	吉田 修一	福島県市長会会長		
県議会議員(2人以内)	甚野源次郎	商労文教委員		
	渡辺 敬夫	商労文教委員長		

(2) 学校教育審議会専門調査員（平成12年10月20日現在）

分類	職名	氏名
学識経験者	福島大学教育学部	教 授 荻 路 貫 司
	福島大学教育学部	教 授 小 沢 喜 仁
高等学校関係	福島県立安積高等学校	校 長 梅 田 秀 男
	福島県立田島高等学校	校 長 内 田 吉 春
	福島県立相馬女子高等学校	校 長 小 野 孝 雄
	福島県立福島明成高等学校	校 長 門 馬 修 一 郎
	福島県立あさか開成高等学校	校 長 佐 藤 忠 夫
	福島県立小名浜高等学校	校 長 畠 山 熙 一 郎
	中学校関係	郡山市立郡山第一中学校
会津若松市立第四中学校		校 長 横 山 大 太 郎
小高町立小高中学校		校 長 佐 藤 英 男
小学校関係	福島市立御山小学校	校 長 竹 田 正 彦
	川俣町立川俣小学校	校 長 小 山 一 五
教職員組合関係	福島県教職員組合	中央執行委員長 住 谷 圭 造
	福島県立高等学校教職員組合	執行委員長 星 光 行
	福島県高等学校教職員組合	執行委員長 安 田 徹